

大阪都市計画地区計画にかかる
都市計画図書の補正について（報告）

平成19年10月31日（水）

大阪都市計画地区計画にかかる都市計画図書の補正について

平成 18 年 5 月 31 日に改正された建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）が、平成 19 年 11 月 30 日より施行されることに伴い、本市で定める下記の大阪都市計画地区計画にかかる都市計画図書である計画書において、同法より引用する条項番号に一部変更が生じることから、同法との整合を図るため、その施行にあわせ、計画書の記載事項を補正する。

記

都市計画（地区計画）の名称	建築基準法 別表第 2（ち）項	
	新	旧
加島地域駅周辺地区地区計画	第 3 号	第 4 号
長吉東部地区地区計画	第 2 号	第 3 号
御堂筋地区地区計画	第 3 号	第 4 号
南市岡三丁目地区地区計画	第 2 号	第 3 号
淡路駅周辺地区地区計画	第 2 号及び第 3 号	第 3 号及び第 4 号
大淀南二丁目地区地区計画	第 2 号及び第 3 号	第 3 号及び第 4 号
鶴浜地区地区計画	第 2 号及び第 3 号	第 3 号及び第 4 号
平野郷地区地区計画	第 3 号	第 4 号
咲洲コスモスクエア地区地区計画	第 3 号	第 4 号
西梅田地区地区計画	第 3 号	第 4 号
難波地区地区計画	第 3 号	第 4 号
北浜一丁目地区地区計画	第 3 号	第 4 号